

自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会

令和8年度総会資料

令和8年6月10日

目 次

議事

- 第 1 号議案 令和 7 年度事業報告について
- 第 2 号議案 令和 7 年度収支決算及び監査報告について
- 第 3 号議案 令和 8 年度事業計画（案）について
- 第 4 号議案 令和 8 年度収支予算（案）について
- 第 5 号議案 Velo-city2027Ehime 開催に関する協力（案）について
- 第 6 号議案 「官民連携パートナー・プロフィール登録制度」の創設（案）について

第1号議案 令和7年度事業報告について

1 令和7年度総会の開催（令和7年6月4日）東京都千代田区「JA 共済ビル」

会員 417 団体

議事および議決状況

第1号議案	令和6年度事業報告について	…	可決
第2号議案	令和6年度収支決算及び監査報告について	…	可決
第3号議案	役員を選任（案）について	…	可決
第4号議案	令和7年度事業計画（案）について	…	可決
第5号議案	令和7年度収支予算（案）について	…	可決

2 関係機関等に対する要望活動

日 程：令和7年11月12日（水）

要望先：自転車活用推進議員連盟会長代理ほか

自転車活用推進本部長（国土交通大臣）

全9ブロックにおいてとりまとめた以下の項目について、自転車活用推進議員連盟（会長代理・事務局長）、自転車活用推進本部（本部長・事務局次長）に対し、自転車を活用したまちづくりを推進するための提言と要望を提出した。

- I 安全で快適な自転車ネットワークの整備等による良好な自転車利用環境の実現に関する提言
- II 自転車事故のない安全で安心な社会の実現に関する提言
- III 自転車交通の役割拡大による地域の良好な移動環境の形成に関する提言
- IV 自転車利用の促進による活力ある健康長寿社会や脱炭素社会の実現に関する提言
- V サイクルツーリズム等の推進による観光地域づくりや地域の活性化に関する提言



【要望概要書】



3 ホームページ運営

本会ホームページの運営により、本会全体の活動や各ブロックにおける活動状況、各会員（自治体）の名簿の掲載、サイクリング関連イベントの情報発信等を行った。

自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会

自転車による観光振興、住民の健康増進、交通混雑の緩和、環境負荷の低減等により公共の利益を増進し、地方創生を図ろうとする自治体が連携して、情報交換や共同の取組を進めることで、我が国の自転車文化の向上、普及促進を図るとともに、各地域が取り組む地方創生推進の一助となることを目的に、全国9ブロックにより活動しています。

Bicycle Organization of Mayors

設立趣意

私たち地方自治体は、まち・ひと・しごと創生と好循環の確立により、地方に新たな人の流れを生み出すために、地域資源を活用し、創意工夫のもと、独自性を活かした施策を展開しています。近年、多くの自治体が自転車を切り口としたまちづくりを展開し、首長自らがサイクリングを実践しているところであります。「環境」「健康」「観光」「教育」「経済」「交通」といったさまざまな分野に効果をもたらす自転車を通じて、住民の健康の増進や交通混雑の緩和、観光振興や環境への負荷軽減など公共利益の増進等を図り、もって地域の活性化に取り組むことは大きな意義があります。

このような中、自転車を活用した取組で志を同じくする首長が連携し、健康、生きがい、友情を育む自転車新文化の普及・拡大を図ることにより、地方創生の先進的、先駆的な取組とするべく、「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」を設立します。

4 ブロック活動

(1) 北海道ブロック

◇令和7年度北海道ブロック会議

日 時：令和7年10月10日（金）10時～

場 所：北海道帯広市 ソネビル6階 講習会室

参加者：10名（6市町）

◇自転車交通安全啓発事業

自転車交通反則通告制度（青切符）啓発リーフレット

300枚×32自治体≒10,000枚製作し、ブロック内全会員へ配布・活用し広く制度を周知

◇自転車活用推進グッズ作成

ステッカーの作成

150個×32自治体≒5,000枚製作し、サイクルイベントのノベルティ等として活用

(2) 東北ブロック

◇令和7年度東北ブロック担当職員勉強会

日 時：令和8年3月26日（水）14時～

場 所：オンライン方式（ZOOM）

講 演：『世界のトレンドが示す「サイクリング
ガイド力」－連携と需要で地域を動かす－』
～東北・広域ルート連携でつくるFITを
呼ぶ持続可能なツアー設計～

講 師：一般社団法人日本サイクルツーリズム推進協会
代表理事 西田 恵理子 氏



(3) 北信越ブロック

◇令和7年度北信越ブロック会議

日 時：令和7年10月17日（金）11時30分～

場 所：福井県敦賀市 プラザ萬象 会議室1

参加者：15名（6市町）



(4) 関東ブロック

◇令和7年度関東ブロック自転車施策担当者勉強会

日 時：令和8年1月21日（水）14時～

場 所：埼玉県さいたま市 ときわ会館5階大ホール

参加者：77名（49市区町）※オンライン参加を含む
（次ページに続く）



- 講演：①国の第3次自転車活用推進計画（素案）の最新情報
②自転車の安全利用に向けた施策について ～交通反則通告制度導入に向けた解説～
③自転車施策に係る官民連携事例の紹介
④パネルディスカッション ～自転車活用の推進と交通ルール～
- 講師：① 国土交通省道路局参事官(自転車活用推進)付課長補佐 内田修平 氏
② 警察庁交通局交通企画課企画調査係長 島山喜裕 氏
③ ブリヂストンサイクル株式会社広報・ブランド推進課主幹 飯島 誠 氏
④ ①～③の講師に加え、ファシリテーターとして株式会社ドーコン 小美野智紀 氏

(5) 東海ブロック

◇自転車交通安全啓発事業

- 内容：自転車交通反則通告制度（青切符）啓発チラシ制作
制作物：自転車等に対する交通反則通告制度について、改正の経緯や概要、違反例等を掲載した啓発用チラシ
対象：全55市町×500部=27,500部を製作し、配布

(6) 近畿ブロック

◇自転車交通安全啓発事業

- 内容：自転車交通反則通告制度啓発ポケットティッシュ制作
制作物：自転車等に対する交通反則通告制度に関する情報等を掲載した啓発用ポケットティッシュ
対象：30,500部を製作し、ブロック内会員に配布

(7) 中国ブロック

◇自転車安全利用啓発ノベルティ制作事業

- 内容：自転車安全利用の啓発に関するノベルティ制作
制作物：オリジナルクリアファイル
対象：7,800部を製作し、ブロック内31会員に配布

(8) 四国ブロック

◇四国ブロック会議

- 日時：令和7年4月29、30日
場所：高知県宿毛市
来賓：国土交通省道路局参事官 直原史明 氏

◇自転車交通安全ノベルティ作成

- 内容：交通反則通告制度の周知啓発用オリジナル絆創膏作製・配布
個数：4,000個

(9) 九州ブロック

◇令和7年度九州ブロック会議

日 時：令和7年10月20日（月）

場 所：宮崎県宮崎市 フェニックスシーガイアリ
ゾート内シーガイアコンベンションセンター

内 容：報告（全国の取組、九州ブロックの取組等）、
今後の取組、その他

参 加：34自治体（首長28名、代理出席6名）

◇令和7年度九州ブロック担当者会議

日 時：令和7年11月4日（火）、5日（水）

場 所：宮崎県延岡市 ホテルの里休暇村

講 演：延岡市におけるサイクルツーリズムの取組に
ついて

講 師：延岡市自転車競技連盟 理事 三井寿展氏

その他：事例発表、現地視察等

参 加：24自治体（34名）



5 自転車活用推進関連団体との連携

◇自転車活用推進官民連携協議会

自転車の利活用の更なる促進や、交通安全意識の向上に資する広報啓発活動等をより戦略的に実施する目的で設立された「自転車活用推進官民連携協議会」に参画し、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトによる宣言企業の認定等を行った。

◇Velo-city2027Ehime キックオフセミナー

Velo-city に対する理解を深めると同時に、愛媛開催に向けて地域や国全体への周知、支援の輪を広げることを目的として開催された Velo-city2027Ehime キックオフセミナーにおいて、本会会長がパネルディスカッションのパネリストとして参加した。



6 第7回全国シクロサミットの開催

令和7年5月17日(土)～18日(日)、鹿児島県南さつま市において第7回全国シクロサミットが盛大に開催された。

5月17日(土)【第1部】

- ・基調講演 「自転車活用と健康まちづくり」

講師 自転車活用推進議員連盟会長 橋本聖子参議院議員

- ・関連講演①「自転車活用推進について」

講師 国土交通省道路局自転車活用推進本部事務局次長 直原史明氏

- ・関連講演②「自転車を通じた人材・まちづくり」

講師 鹿児島県自転車競技連盟理事長 黒川 剛氏

5月17日(土)【第2部】

- ・交通安全自転車演技(技能走行演技)

- ・サイクルフィギュア

5月18日(日)

- ・2025 ツール・ド・南さつま「海道八景めぐり」



第2号議案 令和7年度収支決算及び監査報告について

【収入の部】

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	備 考		
			費 目	予 算	決 算
1. 会 費	4,170,000	4,260,000	(10,000円×団体数)		4,260,000
2. その他	147	4,169	預金利息等		4,169
3. 繰越金	3,172,853	3,172,853	前年度繰越金		3,172,853
収入合計	7,343,000	7,437,022			

【支出の部】

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	備 考		
			費 目	予 算	決 算
1. 総会費	530,000	597,600	会場使用料	450,000	567,600
			総会お茶代	20,000	0
			講師等謝礼金	40,000	30,000
			資料作成費	20,000	0
			次年度会場予納金	0	0
2. 役員会費	10,000	0	会議お茶代	10,000	0
3. 本部活動費	200,000	3,200	要望活動（要望活動等交通費）	100,000	3,200
			外部会議（官民連携協議会等）	100,000	0
4. シクロサミット開催経費	1,620,000	1,620,000	会場等使用料	400,000	0
			会議お茶代	50,000	2,428
			講師謝礼金	200,000	138,158
			資料作成費	20,000	1,909
			消耗品費	50,000	0
			懇親会費（芸能披露等）	200,000	27,632
			食糧費	0	83,252
			役務費	150,000	16,655
			委託料	300,000	1,339,742
			バス借り上げ料等	150,000	0
サイクリングフェス参加料	100,000	10,224			
5. 観光振興費	520,000	42,240	HP運営費	40,000	42,240
			PRジャージ製作費	480,000	0
6. 一般事務費	360,000	30,208	資料等郵送料	150,000	21,680
			資料印刷費	100,000	0
			消耗品費	50,000	740
			振込手数料	20,000	7,788
			事務費	40,000	0
7. ブロック活動費	3,992,000	2,517,645	ブロック活動費	3,992,000	2,517,645
8. 予備費	111,000	0	予備費	111,000	0
支出合計	7,343,000	4,810,893			

収入合計

7,437,022

-

支出合計

4,810,893

=


2,626,129

監 査 報 告 書

自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会規約第8条第5項の規定により、令和7年度決算について、関係書類に基づき監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和 8 年 5 月 29日

監 事 田原市長 山下政良 

宿毛市長 中平高広 

第3号議案 令和8年度事業計画（案）について

1 事業実施の方針

自転車による観光振興、健康の増進、交通混雑の緩和、環境負荷の低減等により、公共の利益を増進し、国及び公共交通事業者等と相互に連携を図りながら、会員間の情報交換や共同の取組を進めるとともに、改めて自転車の有用性を積極的に発信することにより、地位向上と更なる普及拡大を図る。

2 重点取組方針

- (1) 地方版自転車活用推進計画の策定推進
- (2) 地方創生を意識したサイクルツーリズムの積極的な推進
- (3) 自転車施策関連予算等の充実に向けた国等への要望活動

3 事業計画

事業名	内容	日時／場所	対象者の範囲
年次総会	総会の開催	令和8年6月10日 ／JA共済ビル（東京都） カンファレンスホール	全ての会員
役員会	役員会の開催	令和8年5月／書面開催 令和8年10月頃／宿毛市	役員
関係機関への 要望活動	令和8年度要望活動 ・自転車活用推進本部長(国交大臣) 様 ・自転車活用推進本部事務局長 様 ・自転車活用推進議員連盟会長 様 ・自転車活用推進議員連盟幹事長 様 ・自転車活用推進議員連盟事務局長 様	令和8年11月頃 ／国土交通省・自転車活用 推進議員連盟	役員
全国シクロサミット	・シンポジウムの開催 ・サイクリング体験 ・ブース出展 ・会員交流懇親会	令和8年10月23日・24日 ／高知県宿毛市	全ての会員
自転車を活用した 観光振興	・サイクリングイベント情報の配信 ・HP運営 ・後援事業承認 ・PRジャージ製作（未配布会員等）	本部事務局	全ての会員
ブロック活動	・ブロック内での情報共有・交流 ・ブロック単位による勉強会、イベント開催等 ・サイクリングカレンダー作製 ・要望活動報告	ブロック事務局	各ブロック会員

第4号議案 令和8年度収支予算（案）について

【収入】

(単位：円)

項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	備 考		
			費 目	本年度	前年度
1. 会 費	4,110,000	4,170,000	(10,000円×団体数)	4,110,000	4,170,000
2. その他	2,425	147	預金利子等	2,425	147
3. 繰越金	2,626,129	3,172,853	前年度繰越金	2,626,129	3,172,853
収入合計	6,738,554	7,343,000			

【支出】

(単位：円)

項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	備 考		
			費 目	本年度	前年度
1. 総会費	774,100	530,000	会場使用料 総会お茶代 講師等謝礼金 資料作成費 次年度会場予納金	694,100 20,000 40,000 20,000 0	450,000 20,000 40,000 20,000 0
2. 役員会費	10,000	10,000	会議お茶代	10,000	10,000
3. 本部活動費	200,000	200,000	要望活動（要望活動等交通費） 外部会議（官民連携協議会等）	100,000 100,000	100,000 100,000
4. シクロサミット開催経費	1,620,000	1,620,000	会場等使用料 会議お茶代 講師謝礼金 資料作成費 消耗品費 懇親会費（芸能披露等） 食糧費 役務費 委託料 バス借り上げ料等 サイクリングフェス参加料	400,000 50,000 200,000 20,000 50,000 200,000 0 150,000 300,000 150,000 100,000	400,000 50,000 200,000 20,000 50,000 200,000 0 150,000 300,000 150,000 100,000
5. 観光振興費	520,000	520,000	H P 運営費 P R ジャージ製作費	40,000 480,000	40,000 480,000
6. 一般事務費	360,000	360,000	資料等郵送料 資料印刷費 消耗品費 振込手数料 事務費	150,000 100,000 50,000 20,000 40,000	150,000 100,000 50,000 20,000 40,000
7. ブロック活動費	2,592,000	3,992,000	ブロック活動費	2,592,000	3,992,000
8. 予備費	662,454	111,000	予備費	662,454	111,000
支出合計	6,738,554	7,343,000			

Velo-city2027Ehime 開催に関する協力（案）について

Velo-city2027Ehime開催に向けた協力の一環で、本会としては以下のとおり事業展開いたします

● Velo-cityに参加しやすい環境醸成

- ・Velo-cityの開催日時に合わせ、開催地に近接する愛媛県大洲市にて第9回全国シクロサミットを開催
- ・首長自らが現地に足を運ぶ機会を設け、Velo-cityに参加しやすい環境を醸成
- ・Velo-cityをシクロサミットのエクスカージョン的な位置付けとすることで、シクロサミット開催地の負担を軽減
- ・開催時期の重なる令和9年度総会は開催方法を工夫し、会員の負担を削減

● 会員へのVelo-city参加の呼びかけ

- ・機会がある毎に事務局から会員に対してVelo-cityへの参加呼び掛けを実施
- ・主催者から入手した最新情報を随時提供
- ・参加にかかる会員の負担軽減に向けた主催者への働きかけも併せて実施

● 会員のVelo-city参加に向けた技術的なサポート

- ・令和8年度に行うブロック活動の一環で、Velo-city勉強会を開催（関東ブロック活動で行うことを想定）
- ・開催概要の周知のほか、アブストラクト審査に向けた勉強会、発表資料作成に向けた勉強会などのテーマを想定
- ・オンライン参加可能とする場合、全国会員が受講可能

「官民連携パートナー・プロフィール登録制度」の創設（案）について

● 目的と背景

- **企業側**には自治体と連携した**社会貢献活動**や**実証実験**への意欲が高まっている一方、自治体側には情報発信や調整の窓口が十分に整備されておらず、取組が限定的で全国展開に至っていない状況がある。
- **自治体側**でも、**限られた予算や人員の中で**、企業の知見やリソースを活用した官民連携への期待は大きい。
 - **双方をつなぐ仕組みが十分でなく、共通の課題となっている。**

● 官民連携制度の基本コンセプト

- 協定や覚書の締結を前提としない、柔軟な官民連携。
- 連携の可能性や関心分野等の情報を相互に可視化。
 - **企業と自治体をつなぐ「官民連携パートナー・プロフィール登録制度」を創設する。**

自治体のプロフィール

- ✓ 約400自治体の実情を踏まえ、各ブロック単位で作成。
- ✓ ブロック全体の課題に加え、自治体個別の課題も記載。
- ✓ 情報の埋没を防ぎつつ、幅広い参画を図る。



企業のプロフィール

- ✓ 全国を対象に活動したい企業と、各ブロックを対象に活動したい企業を区分し、地域の特性に対応。
- ✓ すでに連携している企業の評価・アピールの場としても活用。

自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会 規約

(名称)

第1条 この会は、「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会 (以下「本会」という。)」と称する。

(目的)

第2条 本会は、自転車による観光振興、住民の健康の増進、交通の混雑の緩和、環境への負荷の低減等により公共の利益を増進し、地方創生を図ろうとする自治体が連携して、情報交換や共同の取組を進めることで、我が国の自転車文化の向上、普及促進を図るとともに、各地域が取り組む地方創生推進の一助となることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 自転車施策に関する国等関係機関への予算等要望活動
- (2) 自転車を活用した地方創生の提言
- (3) 自転車を活用したまちづくりに関する情報交換
- (4) 自転車の走行環境の改善
- (5) 交通の安全の確保
- (6) 自転車を活用した観光振興
- (7) 自転車の活用による健康増進
- (8) 自転車の活用による環境負荷低減
- (9) 災害時における自転車活用
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は、全国の市区町村長で、本会の趣旨に賛同し、入会届を本会に提出した者とする。

2 前項の入会届は随時受け付ける。

3 本会は別に定めるところにより、全国を9ブロックに分け、会員をその所在地に応じて各ブロックに位置づける。

(会員の脱退)

第5条 会員は、本会に退会届を提出することで本会を脱退することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 8名
- (3) 理事 8名
- (4) 監事 2名

2 第4条第3項に規定するブロック毎にそれぞれ副会長1名を含む役員候補者2名を選出し、いずれか1名をブロック長とする。ただし、理事については、各ブロックの判断により必要に応じて増やすことができるものとする。

- 3 会長は副会長の中から役員候補者の互選により選出する。
- 4 理事及び監事は、会長、副会長を除く役員候補者の中から互選により選出する。
- 5 役員任期は、役員改選決議のあった時からその翌々年度の総会における役員改選決議の時まで（選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時まで）とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

第7条 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

（職務）

第8条 会長は、本会を代表し、その活動を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、総会で承認された事業を執行する。
- 4 ブロック長は、各ブロックの活動及び入退会等の事務を総括する。
- 5 監事は、会の会計を監査する。

（事務局）

第9条 本会の事務を処理するため、会長が指定する市区町村に全体事務局を置く。

- 2 前項に定める事務局とは別に、ブロック長就任市区町村にブロック事務局を置く。

（総会）

第10条 本会の総会は、全ての会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があると認められるときは、臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者が務める。
- 4 総会は、次の事項について議決する。
 - (1) 自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会 規約(以下、「規約」という。)の変更
 - (2) 活動計画の策定又は変更
 - (3) 役員就任の承認
 - (4) その他本会の運営に関する重要事項
- 5 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できないものは、委任状を議長に提出することにより、出席者の数に加えるものとする。
- 6 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、委任状を議長に提出しなければならない。
- 8 前2項に関わらず、緊急を要する事項は、書面により、会員の過半数の同意を

もって決する。

(役員会)

第 11 条 役員会は第 6 条第 1 項の役員をもって構成し必要に応じて開催する。

2 役員会は次の事項について議決する。

- (1) 総会に提出する議案の決定
- (2) 総会で議決された事業の実施方法等の決定
- (3) 各ブロックへの情報提供、情報収集
- (4) 自転車施策に関する国等関係機関への要望等の活動
- (5) 顧問の就任要請の承認

(分科会)

第 12 条 本会は必要に応じて分科会を設置することができる。

2 各分科会の設置は、総会において議決する。

3 分科会は、会員のうち参加を希望する者から構成する。

4 分科会長は、分科会の活動状況を取りまとめ、総会において報告する。

(会費)

第 13 条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。ただし、年度の途中で入会する場合は、入会時に会費を納入し、年度の途中で退会した場合は返納しない。

2 会費の額及び納入期限は、総会において決定する。

3 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(その他)

第 14 条 この規約に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 30 年 11 月 15 日から施行する。

2 初年度の会計期間は、第 12 条第 3 項の規定にかかわらず設立総会の日から翌年 3 月 31 日までとする。

3 設立当初の役員は、第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず以下のとおりとする。

会 長	今治市長	菅 良二
副会長	美唄市長	高橋 幹夫
	北上市長	高橋 敏彦
	佐渡市長	三浦 基裕
	前橋市長	山本 龍
	三島市長	豊岡 武士
	堺市長	竹山 修身
	尾道市長	平谷 祐宏
	南さつま市長	本坊 輝雄
理 事	俱知安町長	西江 栄二

石巻市長	亀山 紘
飯山市長	足立 正則
さいたま市長	清水 勇人
守山市長	宮本 和宏
真庭市長	太田 昇
国東市長	三河 明史
監 事 安城市長	神谷 学
宿毛市長	中平 富宏

4 設立当初の役員の任期は、第6条第5項の規定にかかわらず平成31(2019)年度の総会の日までとする。

附 則

この規約は、令和元年11月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年7月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年6月12日から施行する。